

**原発事故時の避難計画
スクリーニング場所と避難する住民の検査に関する
質問・要望書**

宝塚市長 中川智子 様

【要望事項】

1. スクリーニング場所となっている美山長谷運動広場は、車両は拭き取り除染しかできず、綾部PA（あやべ球場）は入口と出口が同じために除染しても再度汚染されてしまいます。

避難する住民の安全と宝塚市に汚染を拡大しないために、この二か所のスクリーニング場所は変更するように高浜町・福井県・兵庫県等に求めてください。

2. 現在の「代表制」による検査では避難する住民の安全を守ることはできません。また、宝塚市に汚染が持ち込まれる恐れが生じます。全員の検査を実施するように高浜町・福井県・兵庫県等に求めてください。

日頃は宝塚市民の安全のためにご尽力いただきありがとうございます。また常日頃から原発の再稼働に反対を表明され、原発事故時の高浜町住民の受け入れ等について、福井・関西住民の安全にご配慮いただき感謝しています。

福島原発事故から、9年目に入りましたが、東京電力は、刑事裁判でも避難者の損害賠償を求める裁判でも、自らの責任を認めようとはしません。被災地の住民は、事故によって故里を追われ避難生活を強いられています。また、福島第一原発は廃炉作業の目途はたたず、溶け落ちた燃料の取り出し方法さえ決まらないという状況が続いています。原発事故の深刻さは、日を追うごとに明らかになってきています。

他方で、関電の原発の火山灰層厚評価（10cm）が過小であり、設置許可基準規則に違反していると原子力規制委員会は認めました。しかし、設置変更許可申請を今年12月末までに提出するように求めただけで、審査終了までは、現行の火山灰層厚評価のまま運転することを認めています。また、40年超えの老朽原発である高浜1・2号、美浜3号の運転も許可しています。

このように、安全性についても多くの問題があり、また避難計画についても計画の問題点や実効性の問題等も多岐にわたります。

今回は、避難計画の中で、スクリーニングと住民の検査の問題に絞って質問・要望書を提出します。この二つの問題は、高浜町住民の避難先である宝塚市にも密接に関係しています。下記の経過も踏まえて、宝塚市としても、意思表示されることを強く要望します。

[この問題の経緯]

- おおい町の避難先である伊丹市（昨年12月）と川西市（今年2月）に、スクリーニング場所の問題等について申入れを実施。申入れにあたっては、伊丹市の大津留求市議、川西市の谷正充市議も出席されました。
- 両市の回答は「絶対に大丈夫という車と人を受け入れることになっている」「拭き取りだけの除染等を変える方法はないのか、おおい町等に確認する」ということでした。
- 3月の伊丹市議会では、大津留議員が市議会での問題を取り上げられました。
- 2～3月に両市からおおい町へ、スクリーニング場所の変更要請等が伝えられました。
伊丹市はおおい町に文書を提出し「①美山長谷運動広場のスクリーニング候補地の変更について、②避難する住民の全員検査への変更について」関係機関で協議するよう求めています。
- 7月25日におおい町へ申入れた際には、①両市からスクリーニング場所等の変更要請があったこと、②おおい町から福井県に文書でその旨を伝えたとの説明がありました。③福井県からは、国や京都府等の関係機関で検討していくとおおい町に回答があり、現在まだ結論は出ていないとのことです。

おおい町申入れの報告 http://www.jca.apc.org/mihama/bousai/ooi_rep20190725.pdf

【質問事項】

原発事故時には、宝塚市は三田市、猪名川町と共に、福井県高浜町の住民約1万人の避難先になっています。その内、宝塚市は約7,000名の高浜町住民を受け入れる最大の避難先です。内閣府の「大飯地域の緊急時対応」（2017年10月25日、68頁）や高浜町の「原子力災害住民避難計画」（2016年8月）では、避難経路に沿ってスクリーニング場所（避難退域時検査場所）が定められています。そこでは、①美山長谷運動広場〔国道162号、県道16号経由が代替経路として追加になったため〕②綾部PA（あやべ球場）〔舞鶴若狭自動車道経由の場合〕がスクリーニング場所の候補地になっています。

1. 昨年8月の防災訓練反省会について

昨年8月に実施された防災訓練について、昨年12月に、避難元（高浜町）と避難先（宝塚市・三田市・猪名川町）自治体で防災訓練の反省会（連絡調整会議）が行われたとのことです。ここでは、どのようなことが議論になったのですか？また、それ以降、要援護者の受入れ等について高浜町との話し合いは進んでいますか？

2. 美山長谷運動広場でのスクリーニング・除染について

京都府南丹市の美山長谷運動広場は、昨年8月26日の防災訓練では、おおい町名田庄地区住民のスクリーニング場所として使用されました。しかしこの場所は、名田庄住民だけでなく、高浜町・小浜市・若狭町の住民のスクリーニング場所にも指定されています。舞鶴若狭自動車道の渋滞あるいは風向きによってこのルートが使用されるものと思われます。〔資料1 地図〕

この場所は、車両や住民の除染に際しては水を使わず、ウェットティッシュによる拭き取り除染だけになっています。除染による汚染水で広場や川が汚染されることを心配する美山町長谷地区住民の要望によるものです。他方で、綾部PA（あやべ球場）でのスクリーニング・除

染では、流水を使った除染が基本となっており、防災訓練でも流水除染が実施されました。[資料2 写真]

拭き取り除染は、タイヤとワイパーをウェットティッシュで拭き取るだけで、車両の屋根や側面等の除染は行われません。流水除染の効果とは比べようがありません。この方法では、避難する住民の被ばくの危険も高まり、さらに避難経路でも汚染をまき散らし、宝塚市にも汚染を持ち込むこととなります。

(1) 美山長谷運動広場での自家用車・バスの除染が、ウェットティッシュによる拭き取りだけだということを、高浜町・福井県・兵庫県等から伝えられていましたか？

(2) 避難先に駐車スペースがない場合は、自家用車は丹波の森公苑と三木総合防災公園が「車両一時保管場所」に指定され、そこでバスに乗り換えることになっています。バスで避難した場合は、バスは乗り換えなしで宝塚市の避難所に入ってきます。昨年の防災訓練でもバスの乗り換えはありませんでした。

宝塚市では、避難してくる住民の自家用車の駐車スペースは確保されていますか？

(3) 高浜町から避難する住民の安全を守り、南丹市の住民の意向を考慮し、宝塚市に汚染を拡大させないことを考えれば、美山長谷運動広場はスクリーニング候補地には適さないのではないのでしょうか？

(4) 宝塚市も、美山長谷運動広場をスクリーニング候補地から外すように、高浜町・福井県・兵庫県等に求めるべきではないのでしょうか？

3. 綾部PA（あやべ球場）でのスクリーニング・除染について

舞鶴若狭自動車道を経由して避難する場合のスクリーニング場所は綾部PA（あやべ球場）です。しかし、綾部PAの出入口は一か所しかなく、除染前の車両と除染後の車両が同じ通路を使用することになります。これでは、除染した車両はまた汚染されてしまいます。国のマニュアルでは、スクリーニング場所の入口と出口は別にして、一方通行であることを求めています。

「検査場所では、・・車両や住民の移動を一方通行とするなど、簡易除染が不要な車両、住民及び携行物品が汚染しないようにして下さい」。[資料3、4 写真と国の資料]

(1) 綾部PA（あやべ球場）が、国のマニュアルに沿っていないということについて、高浜町・福井県・兵庫県等から伝えられていましたか？

(2) 汚染を拡大しないための一方通行が不可能なため、綾部PA（あやべ球場）はスクリーニング場所として不適切ではないですか？

(3) 綾部PA（あやべ球場）はスクリーニング候補地から外すように、高浜町・福井県・兵庫県等に求めるべきではないのでしょうか？

4. 避難する住民の汚染検査が代表制であること等について

(1) 国の指針・マニュアルや避難元の計画では、スクリーニング場所で避難する住民の汚染検査が実施されます。しかしこの検査は「代表制」となっています。車両が基準値以下なら同乗者の検査は省略され、基準値以下とみなされます。車両が基準値を超えれば、同乗者の内から代表者を選び、代表者が基準値以下なら同乗者の検査はなく基準値以下とみなされます。数十人が乗ったバスの場合も同様です。[資料5 国のマニュアル]

しかし、車両は車庫にあり、人は外で農作業をしていた場合、または、事故時に様々な行動をとった人がバスに乗り合わせた場合等を考慮すれば、「代表制」で住民各人の被ばく検査を行ったことにはなりません。

「代表制」による検査では、避難する住民の安全を守ることはできないのではないのでしょうか？

(2) スクリーニングの目的は、「吸入、経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のため」です（関西広域連合「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」2019年3月改定 24頁）。しかし、その基準値は40,000cpm^{*1}（120Bq/cm²）で高いものとなっています。小児甲状腺被ばく量に換算すると300mSvに相当し、安定ヨウ素剤服用基準の6倍にもなります。また、放射線管理区域から物を持ち出していい基準値4Bq/cm²の30倍です。このような高い基準値で、それも代表制による検査では住民の安全を守ることはできません。避難者の携行物品も同様の基準値ですから、宝塚市の避難所は放射線管理区域以上に汚染される可能性もあります。（※1：cpmは、1分間の放射線カウント数）

関西広域連合「広域避難ガイドライン」 <https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/bosai/744.html>

避難する住民の内部被ばくの抑制、宝塚市へ汚染を拡大させないためにも、基準値の引き下げが必要ではないのでしょうか？

(3) 高浜原発で事故が起きた場合には、5km圏内の高浜町住民は「放射能放出前に避難」ということで、スクリーニング等はありません。しかし、関電の事故シナリオでは、大事故から約20分後には放射能が放出されることになっています。兵庫県知事は県議会で、最短2時間で神戸にブルームが到達すると答弁しています。これらを勘案すれば、5km圏内住民も避難の途中で被ばくする可能性があります。

避難する住民の安全を守り、宝塚市に汚染を拡大させないためにも、5km圏内住民についても宝塚市の避難所に入る前に検査や除染が必要ではないのでしょうか？

2019年8月22日

避難計画を案ずる関西連絡会

連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／脱原発はりまアクション／
原発防災を考える兵庫の会／美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL：06-6367-6580 FAX：06-6367-6581

